

調整力公募における 簡易指令システム工事の改善について

第59回 制度設計専門会合
事務局提出資料

令和3年4月16日（金）



今回ご議論いただきたい内容

- 前回会合において、2021年度向け調整力公募（電源 I'）において、簡易指令システムの工事申込枠が埋まり、優位な価格で入札したにも関わらず不落となった事案について報告を行った。
- 委員等からは、DR発展を阻害した、柔軟な対応ができなかったのか、経緯を詳細に説明すべき等の御意見をいただいた。
- 今回、一般送配電事業者から再度本件に係る経緯と改善策についての詳細な説明をいただき、次回公募に向けた対応について、ご議論いただきたい。

前回の主な意見等

- 今回の監視等委員会の対応にも、説明にもとても不満です。不満だというのは、改善策は講じましたということは一応受け入れますが、今回起こったことを少し軽く見過ぎていないかということをととても心配。
- DRの発展というものの著しい阻害要因にもなりかねなかった。
- 今回このようなことが引き起こされたということで、DR事業に参加してくれている事業者に相当な不信感が高まっているということを踏まえて、何が起こったのかということをちゃんと丁寧に説明できるように、何が起こったのかというのをもう少しちゃんと調べていただきたい。
- （工事の）サイクルとサイクルの間にもかなり、2か月ずつぐらい空白期間みたいなものがある、そういうところを詰めることによって、さらに足りないと思ったときに件数を増やすこともできたのではないかというようなことも思うので、その辺も含めて柔軟な対応というのは、厳しい状況が見えるにつれて何かとられたのでしょうか。

- 今回の電源 I' の公募結果は、広域調達等の効果もあり、応札容量が増加するなどこれまでよりも競争的なものとなったが、当委員会事務局における分析において、以下のように、価格とは別の要因で不落となった案件が複数存在していたことが確認された。
 - － 電源 I' への新規参入（既存の電源 I' 契約事業者が、他のエリアに新規参入する場合も含む）には、簡易指令システムの工事が必要となるが、この工事施工件数が先着順で上限20件程度※であるため、工事申し込み枠が既に埋まり、優位な価格で入札したにもかかわらず不落となった事業者が複数あった。
 - － これらの不落となった事業者からは、工事申込に関する情報が、各一般送配電事業者のホームページからでは見つけづらい等の声があった。
- これを踏まえ、当委員会事務局は、各一般送配電事業者に対し、次回公募に向けて速やかに改善するよう要請。これを受け、一般送配電事業者において以下の改善措置がとられた（詳細は資料6-2）。
- 事務局としては事業者の声を聞きながら、この対応で十分かどうか、引き続き状況を注視していく。

※ 簡易指令システムの工事は、2020年度は3サイクルあり1サイクル当たりの上限が全国で20件程度（上限数には2021年4月開始の需給調整市場向けの工事申込も含まれている）。

一般送配電事業者による改善策

簡易指令システムの工事施工件数上限の増加（20件→80件）
工事申込に必要な情報を、調整力公募ホームページのトップページに掲載

参考：2021年度向け調整力公募のスケジュール

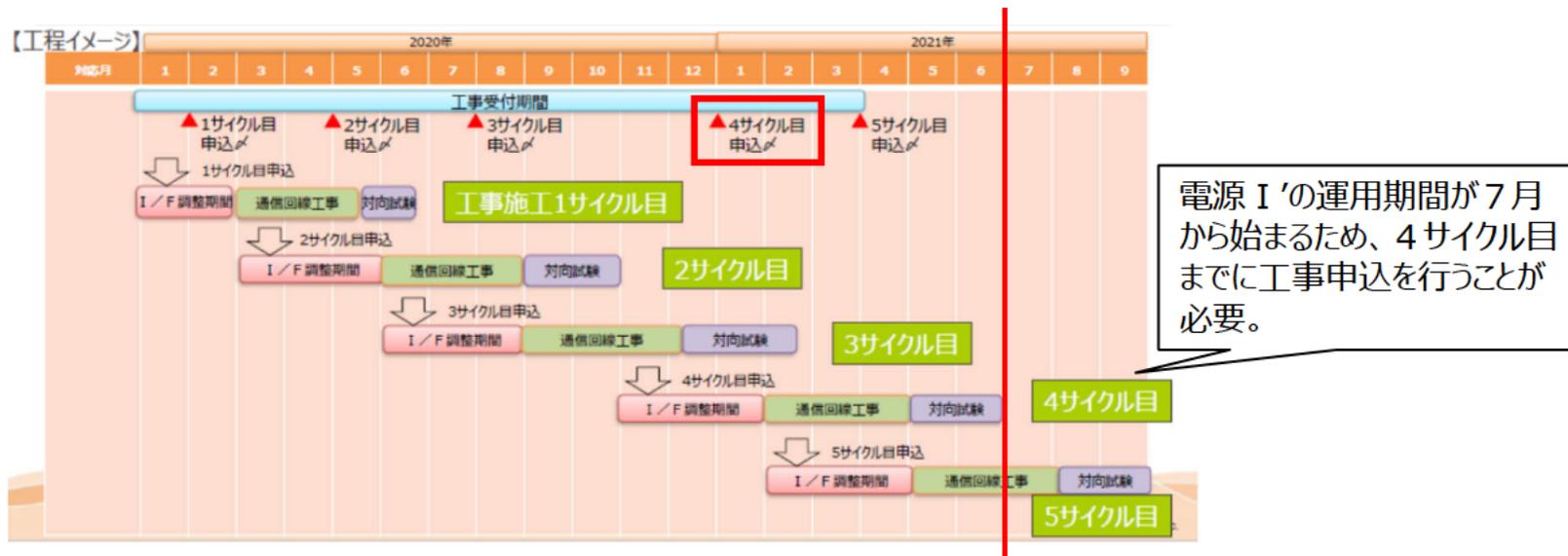
- 2021年度向け調整力公募のスケジュールは以下のとおり。また、電源 I' の運用開始が、2021年7月からであるため、簡易指令システムの工事については、2021年6月中までに完了することが要件。そのためには、簡易指令システム工事の4サイクル目（2020年12月末申込締切）までに工事申込を行う必要があるとのことであった。

2021年度向け調整力公募スケジュール



※入札募集期間 8月31日～10月29日、落札者候補者の決定 11月30日

簡易指令システム工事スケジュール



監視等委員会事務局の対応について

- 本件については、当委員会事務局に、落札結果公表直後の12月上旬にある応札事業者から以下の旨の連絡があったことにより、調査・分析に着手。

「工事申込期限が落札結果公表後の12月末までであったことから、落札されれば申し込めばよいと認識していた。ところが、公募結果は、工事申込枠はすでに埋まっており期限までに簡易指令システムの工事ができないことが確実なため、不落となったということであった。」

- 事務局としては、以下の点を中心に調査・分析を行った。

- ①公募要領に明確に記載されていたかなど公平性に問題はなかったか
- ②工事件数の設定に問題はなかったか
- ③情報提供など十分なコミュニケーションが図られていたか

今回の公募に対する事務局の調査・分析の結果

- 今回の電源 I' の公募について、当委員会事務局で調査・分析した結果、及び、それを踏まえた評価は以下の通り。

① 公募の公平性について

2021年6月までに簡易指令システムの工事を完了することが要件であることは、各社の公募要領に明確に示されていた。また、工事申込は追加受付分を含め、先着順で受け付けていた。

このことから、応札事業者に対し、差別的な取扱い※¹があったとまでは言えず、既に落札した事業者への影響も考慮すると、公募をやり直す必要があるとまでは言えないと判断した。

② 工事申込上限数の設定について

一般送配電事業者は、2021年度からの需給調整市場参入に備え、事業者アンケート等を基に上限数を決定し、工事申込の増加に対応するためのテストサイト構築を行うなど、受入体制の整備を行った。また、申込みが上限に達したことを踏まえて、件数の上乘せに向けた努力をした。（9件の上乘せ）

しかしながら、結果的に工事申込ができなかった事業者が10件発生した。工事件数の上限設定に明らかに不備があったとまでは言えないものの、見通しに不十分な点があったことは否めないと言える※²。

③ 一般送配電事業者の情報提供について

事務局で各社のホームページを分析したところ、工事の受け付け状況などについての情報提供は、わかりやすいとは言えないものであった。また、応札事業者からも、情報提供が十分でなかったとの意見があった。（次ページ）

※1 申込受付不可となった事業者の中には、旧一電の工事申込も3件含まれている。

※2 電源 I' の応札予定事業者（特にDR事業者）は、毎日約定取引が行われている三次調整力②にも参入可能であることを踏まえ、工事申込の分散化を促すことも必要ではないか。

(参考) 一般送配電事業者の情報提供に関する応札事業者の意見

- 当委員会事務局が、12月に複数の応札事業者にヒアリングを行ったところ、簡易指令システムの工事完了が要件であることは認識していたものの、工事の受付状況（工事申込枠の残数）に関する情報が、一般送配電事業者のホームページのどこにあるかわからず、一部の事業者からは、急いで申し込む必要があると思わなかったとの声があった。

応札事業者へのヒアリング結果の概要

- 電源 I 'の要件として、2021年6月までに簡易指令システムの工事を完了しておくことが要件であることはヒアリングを実施した事業者は認識していた。
- 工事申込に関する情報は、調整力公募のホームページから把握可能であるが、非常にわかりづらい。特に工事申込枠の残数に関する情報は、調整力公募のホームページの階層深くに送配電網協議会のリンクが貼られており、リンク先のページにいかないと確認できないとのことであった。
- 一般送配電事業者からの工事の受付状況に関する説明の有無については、公募期間中に説明を受けた、あるいは、入札書の提出時に説明を受けたとのことであったが、説明が無かったと回答した事業者もいた。

(参考) 各社のHPにおける情報提供の状況

- 当委員会事務局は、応札事業者へのヒアリング結果を踏まえ、各一般送配電事業者の工事申込みに関する情報提供が適切であるかどうかを確認するため、12月に各社のホームページを調査した。
- また、該当するホームページについて、初見でも必要な情報にたどり着けるかを確認するため、本件を直接担当していない当委員会事務局の職員による情報確認の試行も実施した。
- 概ね必要な情報は網羅はされているが、工事申込みの件数に関する情報は、階層深くにあり、必ずしもわかりやすいとは言い難い面があった。

各社ホームページの確認結果

		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社
各社のトップページから調整力公募のページに到達するまでの階層数		3	2	2	3	3	3	2	1	2	3
簡易指令システムの工事申込に関する情報の記載	事前に工事終了することが契約条件であることの情報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	簡易指令システムの概要	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
	工事のフロー、スケジュールに関する情報	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○
	工事申込みに関する情報	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
調整力公募のページから簡易指令システムの工事完了が契約条件であることの記載に到達するまでの階層数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
工事申込受付数上限の記載の有無		△	△	△	○	△	○	○	△	○	○
調整力公募から現在の工事申込受付数情報に到達するまでの階層数		3	3	-	3	-	3	3	3	3	3

○：初見でも容易に確認できた。 △：初見では確認できなかった。

今回の公募に対する監視等委員会事務局の評価とそれを踏まえた対応

- 当委員会事務局は、前述の調査・分析の結果を踏まえ、以下のとおり評価し、12月に各一般送配電事業者に対し、次年度に向けて速やかに改善するよう要請した。
 - － 今回の公募について、差別的な取扱いがあったとまでは言えず、公募をやり直すべきとまでは言えない。
 - － しかしながら、工事申込上限数の設定や情報提供については不十分な点があったことは否めず、それによって不落となった事業者が発生したことは遺憾。次回以降このようなことがないよう、原因究明と改善が必要。

注) なお、今夏に向けてさらに工事件数を増やすことは困難であったことから、不落となった事業者について事後的な救済措置を講じることは困難と考えられた。
- なお、次年度の公募※にあたっては、簡易指令システムの工事申込上限数とその考え方について、制度設計専門会合で事前に一般送配電事業者から説明を求めることとしたい。

※次年度に実施する2023年度向け調整力公募